



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月31日火曜日 第92号外1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

○ 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例 ..... (税務課) ... 1

#### ○愛媛県条例第29号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第18条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</u></p> <p>(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次条において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額</p> <p>(3) 電気供給業のうち、<u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定めるものを含む。次条において「小売電気事業等」という。）及び同項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして同省令で定めるものを含む。同条において「発電事業等」とい</u></p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p><b>第18条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号_____に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</u></p> <p>(2) 電気供給業_____、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次条において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額</p>

う。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び  
資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

2～4 省略

(法人の事業税の税率等)

**第18条の2** 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 省略

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 前条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 前条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

4 省略

(法人の事業税の申告納付の期限)

**第18条の3** 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等又は同項に規定する収入割等についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(7) 省略

2 省略

(不動産取得税の納税義務者等)

**第19条** 省略

2・3 省略

4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（以下この条において「専有部分」という。）の取得があつた場合には、当該専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この条において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他地方税法施行規則\_\_\_\_\_で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。第6項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5～9 省略

(ゴルフ場利用税の不均一課税)

**第23条** 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、ゴルフ場が、ス

2～4 省略

(法人の事業税の税率等)

**第18条の2** 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) 省略

2 電気供給業\_\_\_\_\_、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 省略

(法人の事業税の申告納付の期限)

**第18条の3** 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等又は収入割\_\_\_\_\_についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(7) 省略

2 省略

(不動産取得税の納税義務者等)

**第19条** 省略

2・3 省略

4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（以下この条において「専有部分」という。）の取得があつた場合には、当該専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この条において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。第6項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5～9 省略

(ゴルフ場利用税の不均一課税)

**第23条** 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、ゴルフ場が、ス

ポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会の予選会及び公益財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）又は公益財団法人日本ゴルフ協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの（以下この条において「国体の予選会等」という。）の出場選手（報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の利用（国体の予選会等の競技又は公式練習としての利用 \_\_\_\_\_ に限る。）について、別に利用料金を定め、かつ、その利用料金を通常の利用料金の100分の80以下に軽減している場合に限り、当該利用に係るゴルフ場利用税の税率を前条第1項に規定する税率の2分の1とすることができる。

（自動車税の環境性能割の税率）

**第42条の4** 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_以下この項、次項及び第4項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ～オ 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会及びその予選会並びに財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）又は同協会 \_\_\_\_\_ に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの（以下この条において「国体等 \_\_\_\_\_」という。）の出場選手（報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の利用（国体等 \_\_\_\_\_ の競技又は公式練習としての利用（法第75条の3第1号に掲げる利用を除く。）に限る。）について、別に利用料金を定め、かつ、その利用料金を通常の利用料金の100分の80以下に軽減している場合に限り、当該利用に係るゴルフ場利用税の税率を前条第1項に規定する税率の2分の1とすることができる。

（自動車税の環境性能割の税率）

**第42条の4** 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（法第149条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、以下この項、次項及び第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ～オ 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 省略

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ～オ 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 省略

3 省略

4 第1項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	省略	省略
第1項第1号イ(イ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の110	省略
省略		
第2項第1号イ(イ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>	省略

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 省略

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ～オ 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 省略

3 省略

4 第1項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	省略	省略
第1項第1号イ(イ)	<u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u> に100分の110	省略
省略		
第2項第1号イ(イ)	<u>平成32年度基準エネルギー消費効率</u>	省略

省略		
----	--	--

(不動産取得税の申告事項)

**第67条の3** 不動産を取得した者は、その取得の日から20日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、相続により不動産を取得した者は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

2～9 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

**第8条** 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

**第10条** 省略

2 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

**第13条** 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個

省略		
----	--	--

(不動産取得税の申告事項)

**第67条の3** 不動産を取得した者は、その取得の日から20日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、相続により不動産を取得した者は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 不動産の取得価格

(4) 省略

2～9 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

**第8条** 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

**第10条** 省略

2 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

**第13条** 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個



人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7)」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第23条 省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第43条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)~(3) 省略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガ

人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

と、同条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7)」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第23条 省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第43条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)~(3) 省略

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガ

ソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

(6) 省略

省略

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第43条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

省略

ソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

(6) 省略

省略

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第43条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第18条から第18条の3までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行

日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

- 3 新条例第23条の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。